



伊賀市庁舎建設基本計画（案） のパブリックコメント募集

市では、新市庁舎の建設に係る計画を策定するため、平成20年8月に、市内の公共的団体の代表者や学識経験者を中心とする検討委員会を設置し、検討をお願いしてきましたが、4月13日、検討結果の答申を受けました。

このたび、委員会からの答申を基に、市民の皆さんに、より安全安心な施設環境を確保するとともに、より快適な行政サービスを提供できる新市庁舎をめざし、伊賀市庁舎建設基本計画（案）を取りまとめました。



■計画概要：

「伊賀市庁舎建設基本計画（案）」では、具体的な事案や条件の検討を行い、市が目指す庁舎のあり方や今後の設計に生かす具体的な方針を示しています。

（1）基本理念

次の5つの理念の基に、新しい庁舎の整備を進めます。

- ①市民に開かれた、誰もが使いやすい庁舎
- ②市民の安全・安心な暮らしを支える拠点となる庁舎
- ③伊賀市の歴史性や文化性、市民の誇りや愛着を受け継いでいく庁舎
- ④社会情勢の変化に対応できる、長寿命で柔軟性の高い庁舎
- ⑤環境にやさしい庁舎

（2）新庁舎の規模

総務省の「地方債事業費算定基準」と他市町村の事例から延床面積を14,000㎡程度としています。

（3）配置計画

上野丸之内の現庁舎敷地の北側に地上4階建の庁舎、南側に約200台の駐車場を配置する計画としています。

■募集内容：伊賀市庁舎建設基本計画（案）に対するご意見（該当箇所およびそれに対する意見内容）

■募集期限：6月13日（日）必着

■閲覧期限：6月4日（金）

■閲覧方法：①市ホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp/>）
②管財課および各支所振興課窓口

■提出方法：計画に対するご意見と住所・氏名・連絡先を記載し、直接ご提出いただくか、郵送、FAX、Eメール（添付ファイルは不可）のいずれかの方法でご提出ください。

■その他：意見に対する個別の回答は行いません。また、いただいた意見書などは返却しませんのでご了承ください。

— 提出先・問い合わせ —

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市企画総務部管財課

☎22-9610 FAX24-2440 ✉kanzai@city.iga.lg.jp

浄化槽を設置している皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する施設で、浄化槽法で次のことが義務づけられています。

- ①保守点検（浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、年3～4回の実施）
 - ②清掃（槽内にたまった汚泥の引出し、機器類の洗浄、清掃を行う作業で、年1回以上の実施）
 - ③法定検査《定期検査：11条検査》（浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断する検査で、年1回の受検）
- ※法定検査《定期検査：11条検査》は、県知事の指定を受けた（社）三重県水質保全協会が実施します。同協会から対象となる各家庭へ受検案内をお送りします。

【問い合わせ】

三重県知事指定検査機関（社）三重県水質保全協会
検査課 ☎059-226-0010
下水道課 ☎43-2318 FAX43-2320

合併処理浄化槽設置に係る補助金制度

合併処理浄化槽は、家庭から流れ出るトイレ、風呂や台所などからの汚れた水を、微生物の働きにより、きれいな水にして放流する施設です。

市では、公共用水域の水質保全および公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置しようとする人へ、その設置費用の一部を補助する制度を設けていますのでご活用ください。

予算の範囲内での補助となりますので、予算がなくなり次第、受付を終了しますので、ご了承ください。

詳しくは市ホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp/>）をご覧ください。

【問い合わせ】

下水道課 ☎43-2318 FAX43-2320